

全建事発第 100 号
平成 28 年 2 月 2 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤晴貞
〔公印省略〕

いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証の実施について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。さて、このたび、国の平成 27 年度補正予算が 1 月 20 日に成立したところですが、国土交通省では防災・減災対策、インフラ老朽化対策等の国民の安全・安心の確保を図るために、今後の公共工事について円滑かつ適正な施工を確保することが重要であるとしております。

しかしながら、いわゆるゼロ国債やゼロ県債・ゼロ市債などの工事は、年度内に契約しても前払金が支払われないため、受注した建設企業が当該工事の早期着工に要する資金の調達に支障を来たす恐れがあります。

こうした状況に鑑み、国土交通省 土地・建設産業局長より、別紙のとおり前払金の範囲内で保証事業会社が金融保証を行うことにより、建設企業の年度末の資金調達の円滑化を推進するとともに、この金融保証による借入金に係る経営事項審査の事務取扱いを定めた旨、通知がありました。

つきましては、業務ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業へのご周知方よろしくお願ひ申し上げます。

なお、具体的な手続き等につきましては、各保証事業会社の支店等にお問い合わせ願います。

(担当) 事業部事業企画課 川上
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp